

# 県の発注に係る工事等の 指名・入札結果等公表について

昭和57年 6月22日  
57管 第224号  
総務部長依命通達

最終改正 令和5年11月2日 5財活第1351号

本庁各部（課・室）長  
警察本部長  
教育長  
各委員会（委員）事務局長  
県議会事務局長  
各出先機関の長

県が発注する契約については、その入札・契約手続きの透明性・客観性を確保するため、下記のとおり指名・入札結果等を公表することとなっております。

公表については、建設工事、物品の購入及び委託等契約の種類を問わず、あらゆる契約が対象となっていることから、内容を十分に理解の上、適切な事務処理をされたく命により通達します。

## 記

### 1 公表の対象及び内容

公表の対象及び内容は、次に掲げる事項とする。

種類	方式	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
建設工事及び工事に 係る委託		○	○	○
		・入札結果（様式第2号） ・契約内容（様式第3号） ・変更契約（様式第4号）	・指名結果（様式第1号） （※1）（※2） ・入札結果（様式第2号） ・契約内容（様式第3号） ・変更契約（様式第4号）	・契約内容（様式第3号） ・変更契約（様式第4号）  （※4）
その他予定価格が 250万円を超えるもの		○	○	
		・入札結果（様式第2号） （※3）	・指名結果（様式第1号） （※1）（※2） ・入札結果（様式第2号） （※3）	×  （※4）
その他予定価格が 250万円以下のもの		×	×	×  （※4）

※1 指名結果に係る予定価格等の公表については、建設工事のみを対象とする。

※2 指名理由の公表については、建設工事のみを対象とする。

※3 入札結果に係る予定価格等の公表については、建設工事及び工事に係る委託のみを対象とする。

※4 一者のみから見積書を徴して行う特命随意契約のうち、一部のものについては別途公表の対象となる。詳細は「福岡県随意契約取扱要綱」を参照のこと。

## 2 公表の方法

- 1) 指名結果及び入札結果の公表は、入札を行った課又は出先機関において、指名結果については指名結果表（様式第1号（標準様式））を、入札結果については入札結果表（様式第2号（標準様式））を閲覧に供することにより行う。なお、電子入札を行った案件（以下「電子入札案件」という。）の場合は、県のホームページにも掲載するものとする。
- 2) 契約内容の公表は、契約を行った課又は出先機関において契約内容表（様式第3号（標準様式））及び変更契約表（様式第4号（標準様式））を閲覧に供することにより行う。なお、電子入札案件の場合は、県のホームページにも掲載するものとする。
- 3) 閲覧場所には、指名結果表、入札結果表、契約内容表及び変更契約表を備え付け、適正な管理を行う。

## 3 公表の期間

- 1) 公表の時期は、指名結果にあつては指名通知の翌日（指名理由の公表にあつては、入札の日の翌日）から、入札結果にあつては入札の日の翌日（工事に係る委託の予定価格については、契約締結後）から、契約内容にあつては契約締結後速やかに行うこととし、公表の期間は当該年度の翌年度末までとする。ただし、契約締結日から工事完成の日までが1年以上となる契約にあつては、契約内容の公表期間は工事完了の日の属する年度の末日までとする。
- 2) 1) にかかわらず、議会の議決に付すべき契約条例（昭和39年福岡県条例第34号）に係る建設工事の入札結果については、入札の日の翌日から当該建設工事に係る議決日（地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したものは、当該専決処分の日）の属する年度の翌年度末までとする。

## 4 一般競争入札における入札不調の取扱い

- 1) 入札が不調となった場合の公表は、県ホームページに掲載することにより行う。
- 2) 公表の内容は、入札が不調となったことのみとし、入札参加申込後に辞退した業者名は、公表しないこととする。
- 3) 公表の期間は、入札が不調となった日の翌日から翌年度末までとする。

(様式第1号)

指 名 結 果 表

課(事務所)名

- 1 工 事 の 名 称
- 2 工 事 の 場 所
- 3 工 事 の 種 別
- 4 工 事 の 概 要
- 5 工 期
- 6 指名通知年月日 年 月 日
- 7 入 札 年 月 日 年 月 日
- 8 予 定 価 格 (入札書比較価格 )
- 9 最低制限価格 (又は低入札価格調査基準価格)  
最低制限比較価格 (又は低入札価格調査基準比較価格)
- 10 指 名 結 果

指 名 業 者 名
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

- (注) 1 指名業者が15人を超えるときは、随時追加すること。
- 11 指 名 理 由
  - (注) 1 指名理由については、建設工事のみに限ること。
  - 2 指名理由については、指名委員会での審議内容に基づき記載すること。

※ 建設工事以外の指名にあつては、表記を適宜修正して使用すること。

(様式第2号)

入札結果表

課(事務所)名

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 工事の種別
- 4 工事の概要
- 5 工期
- 6 入札年月日 年 月 日
- 7 予定価格 (入札書比較価格 )
- 8 最低制限価格(又は低入札価格調査基準価格)  
最低制限比較価格(又は低入札価格調査基準比較価格)
- 9 落札者名
- 10 落札金額
- 11 一般競争入札参加資格
- 12 一般競争入札において参加させなかった者の名称及び理由
- 13 総合評価方式を行った理由
- 14 総合評価方式における落札者決定基準
- 15 入札結果(入札経過)

入札業者名	入札金額		備考
	1回	2回	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、又は随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
- 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記載すること。
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(第167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
- 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
- 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。
- 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に消費税率を乗じた金額(1円未満切捨て)を加算した額を記入すること。
- 7 入札金額の欄には、入札書に記載された金額を記載すること。
- 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額から、消費税に相当する額を除いた金額であること。

※ 建設工事以外の入札にあつては、表記を適宜修正して使用すること。

(様式第3号)

契 約 内 容 表

課 (事務所) 名

- 1 工 事 の 名 称
- 2 工 事 の 場 所
- 3 工 事 の 種 別
- 4 工 事 の 概 要
- 5 工 期
- 6 契約の相手方の名称及び住所
- 7 契 約 金 額
- 8 随意契約の場合における選定理由

(様式第4号)

変 更 契 約 表

課 (事務所) 名

- 1 工 事 の 名 称
- 2 工 事 の 場 所
- 3 工 事 の 種 別
- 4 工 事 の 概 要
- 5 工 期
- 6 契約の相手方の名称及び住所
- 7 契 約 金 額
- 8 変更契約に係る事項

(1) 1回目

- ア 変更契約日
- イ 契約金額
- ウ 変更内容

(2) 2回目

- ア 変更契約日
- イ 契約金額
- ウ 変更内容

(3) 3回目

- ア 変更契約日
- イ 契約金額
- ウ 変更内容

- (注)
- 1 変更内容については、理由、工期及び仕様等について適宜記載すること。
  - 2 3回以上変更契約を行った場合は、随時追加すること。
  - 3 変更契約に係る事項の公表は、契約金額の変更を伴うものに限ること。